

○国政研第133号

国土交通政策研究所における科学研究費事務取扱に関する規程について次のとおり定める。

令和2年11月24日

国土交通政策研究所長 住本 靖

国土交通政策研究所における科学研究費事務取扱に関する規程

(総則)

第1条 国土交通政策研究所（以下「国政研」という。）における科学研究費（以下「科研費」という。）の取扱いについては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）」、「科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）」および「科学研究費補助金研究者使用ルール（補助条件）」、「科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究者使用ルール（交付条件）」等に定めるもののほか、別に定めがない限りこの規程の定めるところによる。

(補助金の使用)

第2条 科研費は全て交付対象である研究に直接必要な経費として使用しなければならない。

(申請等の事務)

第3条 文部科学省又は日本学術振興会に対する補助金に係る応募、申請、研究内容及び経費配分の変更、報告等に関する事務は、総務課において行う。

2 前項の事務に係る文部科学省又は日本学術振興会との連絡・調整は、総務課会計係が行う。

(軽微な変更の届出)

第4条 研究代表者及び研究分担者（以下「研究代表者等」という。）は、文部科学大臣又は日本学術振興会会長の承認を要しない軽微な研究内容及び経費配分の変更をしようとするときは、事前に研究経費執行計画変更届を国土交通政策研究所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

(補助金の経理事務)

第5条 所長は、国政研の科研費に係る契約その他の支出の原因となる行為を担当する。

2 科研費の経理事務は、総務課会計係において行う。

3 科研費による物品購入等の契約、旅費の支給、その他会計経理事務の取扱については、所長が定めるものとし、その他、国の会計経理事務の取扱いに準ずるものとする。

(所長の権限)

第6条 所長が契約その他支出することができる範囲は次の各号に定めるところによる。

- 一 科研費を使用した財産の購入及び製造に関する契約
- 二 科研費を使用した役務に関する契約
- 三 科研費を使用した出張に関する旅費
- 四 その他、交付された科研費の使用に係るもの

(機関代表者へ交付される科研費の出納保管)

第7条 振込専用口座は、銀行に所長の名義で開設し、総務課会計係において出納保管するものとする。

2 管理口座は、銀行に科研費の課題番号ごとに開設し、総務課会計係において出納保管するものとする。

3 預金により生じた利子は、当該科研費の目的に使用しなければならない。

(研究代表者等に直接交付される科研費の経理事務)

第8条 科研費のうち、研究代表者等に交付される科研費の経理事務については、所長に委任するものとする。

2 前項により委任された経理事務については、第5条及び第7条2項及び3項の規程を準用する。

(研究分担者の参加承諾等の事務)

第9条 補助金のうち、研究分担者として研究に参加する場合における研究代表者に対する参加承諾、報告等に関する事務については、第3条の規程を準用する。

附則

この規程は、令和2年11月24日から施行する。